

京都市告示第165号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和7年5月2日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

寺子屋悟空株式会社（代表取締役 藤田 栄子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

広島県福山市春日町三丁目10番25号

3 事業所の名称

寺子屋悟空

4 事業所の所在地

京都市上京区小島町574-1ロイヤルコート御所西101号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

令和7年4月7日

7 事業所番号

2670200233

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）